

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3294号)

令和7年12月23日

横 情 審 答 申 第 3294 号
令 和 7 年 12 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年6月17日医食品第383号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)違反食品等通知定例決裁簿（令和5年度医食品第5041号から医食品第5060号及び医食品第5541号から医食品第5560号記載部分）」外12件の開示決定及び「(1)異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」外27件の一部開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に掲げる文書1から文書13までを開示とした決定は妥当である。

また、文書14から文書41までを一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月4日付で行った別表1に掲げる行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示決定（以下「処分1」という。）及び一部開示決定（以下「処分2」という。処分1及び処分2を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、文書1から文書13までについては開示とし、文書14から文書41までについては横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号、第3号ア及び第5号に該当するため一部を開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 処分1について

審査請求人は、文書2及び文書3の黒塗り部分の開示を求めているように解されるが、これらの文書は、黒塗り処理がされた状態で議員に提供した文書であり、本件処分で開示とした部分はない。

(2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

不開示部分のうち、施設側対応者名、施設従業員名・印影、取引先担当者名・印影及び写真上の個人の顔は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開示とした。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 不開示部分のうち、文書記号、名宛人、発信者、様式名、回答作成担当者名・所属・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス及び調査担当者名・所属は、調

査対象である施設X、施設Y及び施設Zの関係保健所の所在を示す情報である。

当該不開示部分を開示すると、施設X、施設Y及び施設Zを管轄するそれぞれの関係保健所が特定され、その結果、施設X、施設Y及び施設Zの特定につながる。これにより、施設X、施設Y及び施設Zに対して食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政指導が行われたことが明らかになり、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

イ 不開示部分のうち、営業者情報（名称、所在地及び印影）及び施設情報（所在地、名称、電話番号、業種、配置、外観及び周辺）は、調査対象である施設X、施設Y及び施設Zに関する情報であり、開示することにより、食品衛生法に基づく行政指導が行われた事実が明らかとなる。これにより、衛生管理に不備があり行政指導を受けたこと及び令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本件事案」という。）の原因の疑いがある施設の一つであった情報が公となり、その事実によって、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

ウ 不開示部分のうち、使用水の情報、衛生管理方法（工程表・手順書・記録表・掲示物の内容及び異物混入対策）及び施設図面・内装・機械・器具は、施設X、施設Y及び施設Zの営業上のノウハウに関する情報であり、事業者独自の知識や技術が含まれるものであるため、開示することにより、当該事業者の優位性が失われ、正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

エ 不開示部分のうち、商品名、商品の規格、営業者部門名、仕入れ・製造・出荷量、工程表・手順書・記録表の名称、仕入れ価格、設備の名称、取引先情報（名称、所在地、業種、取引実績、器具の管理、電話番号、コード及び伝票番号）及び従業員に関する情報は、事業者が事業活動を行う上で内部管理に関する情報であり、開示することにより、事業運営上自ら開発した商品の情報及び自ら開拓し得た取引先に係る情報が明らかとなり、競争上不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあること、つまり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

なお、本件における商品名は商品の規格を含む名称であり、商品の規格は、施

設Y及び施設Zがウェブページ等で公開している一般流通品とは異なり、中学校給食専用の規格として取引先と調整し開発した商品である。そのため、商品名及び商品の規格は本号アに該当し、不開示とした。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 不開示部分のうち、文書15に記載されている器具の管理方法は、施設Zの初期調査の際に関係保健所の職員が施設Zの担当者から聞き取った内容を記載したものであり、最終的な調査結果とは異なる内容が含まれている。これを開示することにより、調査対象となっている事業者と関係保健所の担当者との考えに相違があった場合に、今後、調査に必要な情報を収集できなくなるなど、今後の業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当し、不開示とした。

イ 不開示部分のうち、職員の個人及び業務用電子メールアドレス並びにパスワードは、連絡先として一般に公開しているものではなく、本件事案の調査において、関係保健所など限られた者との連絡調整用として使用したものである。公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、電子メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来し、市の機関及び関係機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全文を開示すること。
- (2) 行政指導が行われた事実を隠す行為は、公益性に反する不法行為である。
- (3) 行政指導が入った事実は明らかであり、名前を明かすことにより社会的信用が低下するのは、事業者が招いた不法行為のせいであり、名前を公開しないのは、公益性に反する行為である。食の安全を選択する権利が国民にあり、選択肢を阻害する不法行為と言える。
- (4) 商品名、商品の規格は、食品表示で表示している公開情報であり、それを元に、特定の商品及び企業が特定できるとはいがたい。独占名称としてこれらを隠すのは、企業情報保護の拡大解釈であり、恣意的に該当業者に対して、便宜をはかる行為である。
- (5) 行政の電子メールアドレス@以下は、共通情報であり、それにより業務に支障を来すおそれは恣意的拡大解釈である。

5 審査会の判断

(1) 異物混入発生時の調査に係る事務について

異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに関係保健所に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件事案の調査について、医療局食品衛生課から関係保健所への調査依頼に係る文書である。

文書1は、施設X、施設Y及び施設Zの関係保健所への依頼等の意思決定をするための定例決裁簿である。

文書2及び文書3は、実施機関が横浜市会議員へ提供した本件事案の調査に係る資料である。

文書4は、教育委員会事務局からの調査報告書提供の依頼文である。

文書5から文書8までは、令和6年2月14日に実施した横浜市会の常任委員会で使用した教育委員会事務局の資料及び本件事案を受けて改訂したマニュアルである。

文書9及び文書10は、教育委員会事務局が作成した記者発表資料である。

文書11は、教育委員会事務局が作成した中学校給食利用者の保護者宛文書である。

文書12は、中学校給食の10月5日のメニューを記載した文書である。

文書13は、混入していた異物の画像である。

文書14から文書16までは、実施機関から製造所等の関係保健所への依頼文、調査対象となる施設X、Y及びZの情報並びにその詳細を記載した文書である。

文書17及び文書18は、施設X及びZに係る調査報告書である。

文書19は、施設Zの事業者が関係保健所へ提出した調査報告書である。

文書20及び文書21は、施設Yに係る調査報告書である。

文書22から文書39までは、調査依頼の送付、調査報告の受理及び情報提供を実施した際の電子メール本文及びその添付資料である。

文書40及び文書41は、教育委員会事務局から依頼を受けて実施機関が情報提供した文書である。

当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表2のとおり分類する。

(3) 本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本件事案のような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。そのため社会的関心も高く、調査では原因の特定には至っていないことから、全ての関係施設は疑いがある施設ということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。

処分1については、文書2及び文書3には文書が黒塗りされているように見える部分があるが、黒塗りした状態の文書が原本であるため、処分1の全ての文書について不開示とした部分はない。

処分2については、事業者Xの事業者名、所在地及び横浜市の中学校給食の製造食数は公開されているが、その取引先である事業者Yや事業者Zについては公開されていない。事業者Xは、教育委員会と契約している調理配達業者であり「横浜市立中学校給食管理基準」（以下「管理基準」という。）で定める衛生管理帳簿の作成・提出が求められている。事業者Y及び事業者Zについては、管理基準の対象ではなく、食品衛生法のHACCPに沿った衛生管理として事業者自らが衛生管理計画や手順書等を作成し、実施し、記録をすることが義務付けられているが、様式や項目の定めはなく、どのような名称・項目で書類を作成するかは、事業者独自のものである。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

ア 処分1について

当審査会で文書2及び文書3を確認したところ、一部が黒塗りされている文書が対象文書であることが認められた。処分1に係る文書には不開示部分はなく、その全部が開示されており、処分1は妥当である。

イ 処分2について

(ア) 条例第7条第2項第1号の該当性について

a 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- b 不開示部分1には施設の従業員名及びその個人の印影等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

- a 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。
- b 不開示部分2には事業者・施設の名称、所在地、電話番号等に関する情報が、不開示部分3には関係保健所名、担当者名、電話番号等の関係保健所を特定する情報が記載されている。このうち、別表3に掲げる部分については、実施機関である医療局の職員の職氏名であり職員録に記載されている。これらの情報を開示することで事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、実施機関の説明から本件事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる施設が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本件事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。
- c 不開示部分4には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分5には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号、使用器具等に関する取引先情報が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされて

おり、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上で内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

d 不開示部分6には使用水の情報、手順書等の衛生管理についての情報、施設の内装、機械及び器具の写真等が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は関係保健所が報告書に記載した帳簿名であり、事業者独自の帳簿名ではないため、開示することで事業者の権利利益を損なうものではなく、また事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上で内部管理情報であり、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがある、又は、他の文書と照合することにより事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

(ウ) 条例第7条第2項第5号の該当性について

a 条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては、開示しないことができると規定している。

b 不開示部分7には、添付文書用のパスワード並びに職員個人及び業務用の電子メールアドレスに関する情報が記載されている。このうち、添付文書用のパスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであるから、公になった場合には、当該添付文書に係る情報について、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、パスワードを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすなどの弊害が生じるおそれがある。

また、職員個人及び業務用の電子メールアドレスは、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、当該電子メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすなどの弊害が生じるおそれが

あるため本号柱書に該当する。

c 不開示部分 8 には、器具の管理についての当該施設の調査日時点での聞き取り内容が記載されている。調査日での聞き取り段階のものであり、そのような調査段階のものが公表されることとなると、今後同種の調査を行う際に事業者が発言をちゅうちょし、正確な調査ができなくなるなど今後の調査業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (6) 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書のうち文書 1 から文書 13 までを開示とした決定は妥当である。また、文書 14 から文書 41 までを一部開示とした決定のうち、別表 3 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表 1

対象文書名	対象文書	対象処分
文書 1	(1) 違反食品等通知定例決裁簿（令和 5 年度医食品第 5041 号から医食品第 5060 号及び医食品第 5541 号から医食品第 5560 号記載部分）	処分 1
文書 2	(2) 特定議員 A 議員（特定会派 A）からの要求資料について	処分 1
文書 3	(3) 特定議員 B 議員（特定会派 B）からの要求資料について	処分 1
文書 4	(4) 中学校給食食材への異物（たばこの吸い殻）混入に関する関係自治体の保健所による調査報告書の提供について（依頼）（令和 5 年度教健第 3037 号）	処分 1
文書 5	(5) 中学校給食について 中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記・概要版）	処分 1
文書 6	(6) 中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）	処分 1
文書 7	(7) 資料 1 異物混入対応マニュアル～製造中に異物を発見した場合～	処分 1
文書 8	(8) 資料 2 モニタリングについて	処分 1
文書 9	(9) 横浜市記者発表資料 中学校給食での「粉ふき芋」の提供の中止について（第一報）	処分 1
文書 10	(10) 横浜市記者発表資料 中学校給食の安全対策について	処分 1
文書 11	(11) 10月 5 日の中学校給食について	処分 1
文書 12	(12) Daily Menu 10月 5 日（火）	処分 1

文書13	(13)混入していた異物の画像	処分 1
文書14	(1)異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼） (令和5年度医食品第5049号)	処分 2
文書15	(2)異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼） (令和5年度医食品第5050号)	処分 2
文書16	(3)異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼） (令和5年度医食品第5054号)	処分 2
文書17	(4)学校給食への異物混入事例の調査について（回答）	処分 2
文書18	(5)異物混入に係る調査結果について（回答）	処分 2
文書19	(6)報告書（2023年10月13日）	処分 2
文書20	(7)不良食品（疑い）等について（回答）	処分 2
文書21	(8)不良食品（疑い）等について（追加報告）	処分 2
文書22	(9)令和5年10月5日 14:48:19送付メールとその添付資料	処分 2
文書23	(10)令和5年10月5日 22:30:32受理メールとその添付資料	処分 2
文書24	(11)令和5年10月13日 17:45:42送付メール	処分 2
文書25	(12)令和5年10月19日 14:01:41送付メールとその添付資料	処分 2
文書26	(13)令和5年10月25日 12:06:10受理メールとその添付資料	処分 2
文書27	(14)令和5年10月5日 19:35:04送付メールとその添付資料	処分 2
文書28	(15)令和5年10月6日 10:47:49送付メールとその添付資料	処分 2
文書29	(16)令和5年10月13日 17:20:48送付メール	処分 2
文書30	(17)令和5年10月18日 14:55:31受理メールとその添付資料	処分 2
文書31	(18)令和5年10月18日 15:03:53受理メール	処分 2
文書32	(19)令和5年10月6日 18:16:49送付メールとその添付資料	処分 2
文書33	(20)令和5年10月6日 19:44:54送付メールとその添付資料	処分 2
文書34	(21)令和5年10月10日 10:30:30送付メールとその添付資料	処分 2
文書35	(22)令和5年10月10日 12:58:39送付メールとその添付資料	処分 2
文書36	(23)令和5年10月13日 9:17:19受理メールとその添付資料	処分 2
文書37	(24)令和5年10月13日 9:17:33受理メール	処分 2
文書38	(25)令和5年10月13日 17:36:34送付メール	処分 2
文書39	(26)令和5年2月7日 9:19:50受理メールとその添付資料	処分 2
文書40	(27)中学校給食食材への異物（たばこの吸い殻）混入に関する関係自治体の保健所による調査報告書の提供について（情報提供）（令和5年度医食品第1674号）	処分 2
文書41	(28)中学校給食食材への異物（たばこの吸い殻）混入に関する関係自治体の保健所による調査報告書の提供について（情報提供）（その2）（令和5年度医食品第1891号）	処分 2

別表 2

不開示部分名	不開示部分	対象文書名
不開示部分 1	特定の個人に関する情報	文書15、17、18、19、21、23、26、30、34、39、40、41
不開示部分 2	事業者及び施設に関する情報	文書14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、30、32、33、34、36、39、40、41

不開示部分3	関係保健所に関する情報	文書14から41まで
不開示部分4	商品に関する情報	文書15、17、18、19、20、21、23、26、30、33、34、36、39、40、41
不開示部分5	取引先情報	文書14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、30、33、34、36、39、40、41
不開示部分6	施設設備、衛生管理方法等の情報	文書15、17、18、19、20、21、23、26、30、34、36、39、40、41
不開示部分7	電子メールアドレス、パスワードに関する情報	文書22、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39
不開示部分8	施設調査時の聞き取り内容に関する情報	文書15、23、34

別表3

不開示部分名	開示部分	対象文書名
不開示部分3	不開示部分2行目43文字目から行末まで	文書24
不開示部分3	不開示部分5行目73文字目から行末まで、6行目1文字目から3文字目まで及び36文字目から49文字目まで	文書25
不開示部分4	2頁目不開示部分1行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、7頁目不開示部分4行目17文字目から26文字目まで、8頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、9頁目不開示部分1行目の全て、11頁目品名欄不開示部分の全て	文書15
不開示部分4	2頁目不開示部分12行目の全て	文書17
不開示部分4	2頁目不開示部分13行目の全て、3頁目不開示部分3行目及び6行目の全て、6頁目不開示部分5行目の全て、9頁目品名欄不開示部分の全て	文書18
不開示部分4	1頁目不開示部分6行目、8行目及び11行目の全て、2頁目不開示部分4行目から6行目までの全て	文書19
不開示部分4	3頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、4頁目不開示部分1行目の全て、5頁目不開示部分1行目の全て	文書20
不開示部分4	3頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、4頁目不開示部分1行目の全て、5頁目不開示部分1行目の全て、20頁目当該ロット出荷数欄不開示部分1文字目から11文字目まで、21頁目不開示部分1行目の全て	文書21
不開示部分4	2頁目不開示部分4行目17文字目から26文字	文書23

	目まで、3頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、4頁目不開示部分1行目の全て、6頁目品名欄不開示部分の全て	
不開示部分4	3頁目不開示部分13行目の全て、4頁目不開示部分3行目及び6行目の全て、7頁目不開示部分5行目の全て、10頁目品名欄不開示部分の全て、20頁目不開示部分6行目、8行目及び11行目の全て、21頁目不開示部分4行目から6行目までの全て	文書26
不開示部分4	4頁目不開示部分12行目の全て	文書30
不開示部分4	3頁目不開示部分1行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て	文書33
不開示部分4	4頁目不開示部分1行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、9頁目不開示部分4行目17文字目から26文字目まで、10頁目不開示部分3行目及び7行目の全て、11頁目不開示部分1行目の全て、13頁目品名欄不開示部分の全て	文書34
不開示部分4	5頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、6頁目不開示部分1行目の全て、7頁目不開示部分1行目の全て	文書36
不開示部分4	6頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、7頁目不開示部分1行目の全て、8頁目不開示部分1行目の全て、23頁目当該ロット出荷数欄不開示部分1文字目から11文字目まで、24頁目不開示部分1行目の全て	文書39
不開示部分4	3頁目不開示部分12行目の全て、22頁目不開示部分13行目の全て、23頁目不開示部分3行目及び6行目の全て、26頁目不開示部分5行目の全て、29頁目品名欄不開示部分の全て、39頁目不開示部分6行目、8行目及び11行目の全て、40頁目不開示部分4行目から6行目までの全て、76頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、77頁目不開示部分1行目の全て、78頁目不開示部分1行目の全て	文書40
不開示部分4	4頁目不開示部分6行目18文字目から28文字目まで、5頁目不開示部分1行目の全て、6頁目不開示部分1行目の全て、21頁目当該ロット出荷数欄不開示部分1文字目から11文字目まで、22頁目不開示部分1行目の全て	文書41
不開示部分6	3頁目不開示部分7行目及び10行目の全て、4頁目不開示部分8行目の全て、5頁目不開示部分7行目及び10行目の全て	文書17
不開示部分6	17頁目不開示部分1行目の全て	文書18
不開示部分6	18頁目不開示部分1行目の全て	文書26
不開示部分6	5頁目不開示部分7行目及び10行目の全て、	文書30

	6 頁目不開示部分 8 行目の全て、7 頁目不開示部分 7 行目及び10行目の全て	
不開示部分 6	4 頁目不開示部分 7 行目及び10行目の全て、 5 頁目不開示部分 8 行目の全て、6 頁目不開示部分 7 行目及び10行目の全て、37 頁目不開示部分 1 行目の全て	文書40

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 6 月 17 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 28 日 (第16回第五部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 18 日 (第17回第五部会)	・審議